

平成24年度老人保健福祉施設整備方針（長寿社会室所管施設）

室名〔長寿社会室〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 介護保険の運営主体である市町の意向等をふまつつ、施設サービスを必要とする高齢者ができるだけ円滑に入所できるよう、老人保健福祉施設の整備を進める。
- ・ 在宅要介護高齢者の施設サービスへのニーズの高まりをふまえ、特別養護老人ホームと介護老人保健施設を優先的に整備する。
- ・ 県補助を受けずに、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設を整備する場合についても審査の対象とする。
- ・ 圏域については、別表「高齢者福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	課題	平成24年度整備方針
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	圏域別	1 入所申込者が依然として増加しているため、整備を進める必要がある。 2 入所者が家庭に近い居住環境の下で生活ができるよう、ユニット型の整備を進める必要がある。	1 圏域ごとに平成24年度整備可能数の範囲内とする。 2 整備に当たっては、ユニット型とする。 * 詳細については、「特別養護老人ホーム・介護老人保健施設整備選定方針」に基づいて審査を行う。

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数	2,183	2,080	2,110	480	6,853	市町における整備対象となる小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームの定員数は含まない。
平成23年度整備予定数	120	200	170	0	490	
小計 (A)	2,303	2,280	2,280	480	7,343	
平成24年度整備可能数(B)	190	130	220	50	590	
平成25年度予定定員数 (A) + (B)	2,493	2,410	2,500	530	7,933	

施設種別	圏域	課題	平成24年度整備方針
介護老人 保健施設	圏域別	1 医療提供と在宅復帰支援という重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。 2 入所者が家庭に近い居住環境の下で生活ができるよう、ユニット型の整備を進める必要がある。	1 圏域ごとに平成24年度整備可能数の範囲内とする。 2 整備に当たっては、ユニット型とする。 * 増築による整備については、県補助の対象外とする。 * 定員29人以下の創設については、市町の整備計画により実施するため、各圏域の平成24年度整備数が変動する可能性がある。 * 詳細については、「特別養護老人ホーム・介護老人保健施設整備選定方針」に基づいて審査を行う。

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数	2,241	1,613	1,880	358	6,092	
平成23年度整備予定数	152	10	0	0	162	
小計 (A)	2,393	1,623	1,880	358	6,254	
平成24年度整備可能数(B)	180	0	80	0	260	
平成25年度予定定員数 (A) + (B)	2,573	1,623	1,960	358	6,514	

養護老人 ホーム	-	1 老朽化した施設について、緊急度を勘案のうえ整備を進める必要がある。	1 老朽化した施設について、緊急度を勘案のうえ改修又は改築による整備を進める。
-------------	---	-------------------------------------	---

3. その他

療養病床から介護老人福祉施設等への転換については、当整備方針の別枠とする。

特別養護老人ホームの施設整備については、創設・増築分を優先し、圏域ごとの整備可能数に余裕がある場合に限り、その範囲内において、特別養護老人ホームに併設されたショートステイ（ユニット型に限る）の特養転換について別途募集・審査するものとする。